

## 令和5年度 所定疾患施設療養費算定状況の公表について

介護老人保健施設において、入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、対象となる疾患を発症した場合における施設での医療について、算定要件を満たした場合に評価されることになりました。以下、厚生労働省が定める基準に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況を公表いたします。

### 【所定疾患施設療養費について】

①対象となる疾患は以下のとおりです。

肺炎・尿路感染症・帯状疱疹・蜂窩織炎

②上記疾患で治療が必要となった場合、利用管理として投薬、注射、処置などが行われた。

③診断名、診療機関、実施した検査・投薬・注射・処置の内容等を診療録に記載する。

④請求に際して、診断、実施した検査、治療内容等を記載する。

⑤算定開始後の実施状況について、前年度当該加算の算定状況を公表する。

### 【対象疾患と主な治療内容】

肺炎	胸部X-P、血液検査、尿検査、血中濃度の測定など診察結果を基に抗生剤（内服・点滴注射）、酸素吸入、水分補給（経口・点滴）など適宜必要な治療を行う。
尿路感染症	尿検査、血液検査など診察結果を基に抗生剤（内服・点滴注射）、酸素吸入、水分補給（経口・点滴）など適宜必要な治療を行う。
帯状疱疹	当疾患について施設での治療が可能と判断された場合、診察結果を基に内服・抗ウイルス剤点滴など適宜必要な治療を行う。
蜂窩織炎	当疾患について施設での治療が可能と判断された場合、診察結果を基に抗生剤（内服・点滴注射）など適宜必要な治療を行う。

### 【令和5年度 所定疾患施設療養費算定状況】

疾患名/年月		令和5年度										
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
肺炎	人数											
	日数											
尿路感染症	人数						1					
	日数						3					
帯状疱疹	人数		1									
	日数		3									
蜂窩織炎	人数		2									
	日数		10									